

新型コロナウイルス問題 各種相談先一覧

新型コロナウイルスの相談窓口

●新型コロナウイルスに関する一般相談

国や道、札幌市の相談窓口

厚生労働省相談窓口 0120-565-653 《9時～21時》

北海道地域保健課 011-204-5020 《24時間》

札幌市一般相談窓口 011-632-4567

札幌市以外の市立保健所

旭川市保健所 0166-25-6354 函館保健所 0138-32-1513 小樽市保健所 0134-22-3117

●感染が疑われる方の相談（受診相談）

北海道地域保健課 011-204-5020 《24時間》

札幌市保健所 011-272-7119（#7119）

旭川市保健所 0166-25-9848 函館保健所 0138-32-1513 小樽市保健所 0134-22-3117

渡島保健所 0138-47-9524	八雲保健所 0137-63-2168	江差保健所 0139-52-1053
江別保健所 011-383-2111	千歳保健所 0123-23-3175	倶知安保健所 0136-23-1914
岩内保健所 0135-62-1537	岩見沢保健所 0126-20-0100	滝川保健所 0125-24-6201
深川保健所 0164-22-1421	上川保健所 0166-46-5979	名寄保健所 01654-3-3121
富良野保健所 0167-23-3161	留萌保健所 0164-42-8310	稚内保健所 0162-33-2538
網走保健所 0152-41-0683	北見保健所 0157-24-4171	紋別保健所 0158-23-3108
室蘭保健所 0143-24-9833	苫小牧保健所 0144-34-4168	浦河保健所 0146-22-3071
静内保健所 0146-42-0251	帯広保健所 0155-27-8634	釧路保健所 0154-65-5811
根室保健所 0153-23-5161	中標津保健所 0153-72-216	

●PCR検査をうけたい

- かかりつけ医など医師が診断のために検査が必要と判断すれば、すべての患者がPCR検査を受けられとされていますが、検査体制の余力がなく滞っています。検査費用については保険適用がされ、公費負担があり自己負担はありません。

●正規の保険証がなく病院に受診できない

- 国民健康保険の資格証明書は、窓口で自己負担分の全額支払いがありますが、新型コロナウイルス感染症の発症の疑いがあり「帰国者・接触者外来」へ受診する場合は、短期保険証の扱いとする措置が取られ、1～3割の自己負担分ですみます。

市町村の国民健康保険課などへ。札幌市は
新型コロナウイルス一般電話相談窓口（9時～21時）011-632-4567

子どもを持つ親の相談窓口

●給食費は返還してもらえるの

- 臨時休校期間中の学校給食費はもどってきます。国は、市町村などにたいし保護者への変換を促しています。

学校設置者（主に市町村の相談窓口）へ。
札幌市なら新型コロナウイルス一般電話相談窓口

●なにかと出費が増えたが生活資金で借りられる制度は

- 個人向けの緊急小口融資等に特例を設けます。緊急小口10万円を20万円に、無利子、償還免除などの規定も整備します。

市町村の相談窓口へ。札幌市なら
新型コロナウイルス一般電話相談窓口（9時～21時）011-632-4567

臨時休校による影響の相談は

●臨時休校のため従業員を休ませたが

- 国が正規・非正規を問わず日額上限8330円を上限に支援します。業務委託を受けて個人で仕事をするフリーランスの方も日額4,100円を支援します。
- しかし、一定の要件を満たす必要があり、新型コロナウイルス感染対策で臨時休校した小学校、特別支援学校、幼稚園などに通う子どもがいる従業員に企業が特別な有給休暇を与えた場合です。上限以上は企業負担となります。感染が疑われる子どもの世話で休んだ場合は、臨時休校と同じ扱いです。

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター（9～21時）0120-60-3999

●学童保育の経費増に補てんは

- 政府は、一斉休校にともなう学童保育所などの費用増加に対し補助を行うと通知しました。1日当たり開所費用1万200円、開所に要した人件費2万円の計3万200円です。補助金は市町村を通じて支払われます。申請期限があります。

市町村の相談窓口へ。札幌市の場合、新型コロナウイルス
一般電話相談窓口（9時～21時）011-632-4567へ

●「非常勤教職員には仕事がない」といわれた

- 「休業期間中であっても何らかの業務に携わることが可能であると想定されることところである」「（類似の業務が困難でも）本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられる」（3月5日付文部科学省通知）が出されています。

学校設置者の市町村へ。非常勤の勤務については労働組合の道教組
011-742-0101でも相談に応じています

●給食の中止により売り上げが大幅に減った

- 農水省は、農業者や食品事業者等からの相談に対応しています。

農業などの相談窓口は北海道農政事務所企画調整室 直通：011-330-8801

- 学校給食調理業者の相談に対応しています。

学校設置者である主に市町村の窓口へ

中小企業・零細業者の融資や保険料、雇用は

●仕事がなく従業員に休んでもらった

- 「雇用調整助成金」の特例を活用できます。中国（人）関係の売上高や客数、件数が全売上高等の10%以上の事業主で、業績が悪化し雇用の維持を図るために従業員を一時的に休ませたり、教育訓練や出向させた場合、休業手当や負担額を助成（中小企業は3分の2、大企業は2分の1）されます。

北海道労働局雇用助成金さっぽろセンター011-788-2294 またはハローワーク

●仕事がなく資金繰りができない

- 経済産業省は、今般の新型コロナウイルスの発生により、影響を受ける、またはそのおそれがある中小企業・小規模事業者を対象にした相談窓口を開設しました。

中小企業金融相談窓口平日・休日9時～17時 直通03-3501-1544
金融庁相談マニュアル 平日10時～17時 0120-156-811

- 無利子・無担保融資については「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」が利用できます。金利の引き下げ、中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援があります。

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

- セーフティーネット保証4号・5号やセーフティネット貸付の要件緩和では、信用保証協会が窓口となる、一般保証とは別枠で融資額の80%から100%を保証するセーフティーネット4号(100%)、セーフティーネット5号(80%)、危機関連保証(100%)です。対象となる業種が追加されました。

北海道信用保証協会「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」
9時～17時 0120-279-540

- マル経（小規模事業者経営改善資金融資）の金利引き下げ

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
または、お近くの商工会・商工会議所

- 衛生環境激変対策特別貸付。飲食店及び喫茶店営業を営む方への相談窓口です

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

●売り上げが落ち込み、保険料が払えない

- 厚生年金保険料等の猶予制度

最寄りの年金事務所へもしくは「ねんきんダイヤル」0570-05-1165

●不当な発注など受けた。下請けの相談はどこに

- 経済産業省は、親事業者から不当な発注等を受けた場合の相談窓口を開設。

全国中小企業振興機関協会の下請かけこみ寺：0120-418-618

●内定が取り消されて困っている

- ハローワークは「新規学校卒業者の採用に関する指針」で、事業者には、採用内定を取り消さないための経営努力をもとめ、生徒や学生への補償についても誠意をもって対応することを求めています。

お近くのハローワークへ。労働組合の全国組織・全労連の相談ホットライン0120-378-060でも相談に応じています

行政以外の主な相談窓口

北海道労働組合総連合(道労連) 労働相談ホットライン 0120-378-060

北海道子どもセンター(月～金 13～17時 子どもにかかわる相談) 0120-603-406

北海道生活と健康を守る会連合会(生活保護) 011-736-1722

北海道商工団体連合会(商売にかかわる悩みや相談) 011-717-3800

雇用・くらしSOSネットワーク 0800-080-0058



作成 日本共産党北海道委員会

TEL011-750-1500 Fax011-750-1501